

第2回医療機関等の消費税問題に関する検討会議事概要

1. 日時：平成28年4月26日（火）16時30分～17時50分頃
2. 場所：日本医師会館 503会議室
3. 出席者 谷内、吉田、瀬古口、森、西澤、伊藤、梶原、
長瀬各委員
武田、中村、三浦委員は欠席。
中村委員に代わり、佐藤医療政策企画官が出席
役員 横倉会長、今村（聡）副会長、
今村（定臣）常任理事、小森常任理事、
鈴木常任理事、道永常任理事、笠井常任理事、
羽鳥常任理事、釜菴常任理事

4. 議事

（1）医療機関等の消費税問題の抜本的解決について

・厚労省担当官より、日本医師会 医業税制検討委員会の答申における提言に対して、今後論点となりうる課題として、下記の点が示された。

- ①還付の財源についてどう考えるのか
- ②過剰に補てんされる点をどう考えるか
- ③事務負担増や四段階制の存廃への影響がないか
- ④2.89%という数値は妥当か

厚労省担当官より、②について、消費税の枠内で考えた場合、診療報酬での補てんを維持した上で個別医療機関ごとに還付する場合、マクロで見れば過剰に補てんされる点をどう考えるかといったことが今後の論点として想定されるのではないかとの説明があった。

・日本医師会役員より、③については、還付してほしい人が申請する方式なので、かなりの診療所は申請せず、大きな問題にはならないのではないかという指摘があった。また②については、5%までは長年にわたって補てん不足があったというのが現場の認識であり、過剰補填と言われてしまうと相当議論になるのではないか、また、過剰に補てんされているのであればそれは当局側から示していただくべきという指摘があった。

その上で、厚労省に対して、各課題について、省としてどう考えるか、次回踏み込んで示して欲しいという要望があった。

- ・四病院団体協議会委員より、抜本的解決とは診療報酬による対応ではない旨を共通認識として、建設的な議論しなければならないとの発言があった。「基金方式」については、抜本的な解決ではなく、公平性に対する疑義が残るとの指摘があった。

- ・日本医師会役員より、2.89 という数値の妥当性について各団体の意見を求めたところ、日本歯科医師会委員より、歯科については従来より 1.99 と主張している旨、日本薬剤師会委員より調剤については、補てん不足として 0.15%があるという旨の発言があった。

- ・厚労省委員より、数値の検証については、いくつかの方法が考えられるかもしれないが、実際に行うには難しいものもあるのではないかと認識が示された。

- ・四病院団体協議会委員より、2.89 の数値については政治的な話し合いの場に出すものであり、本検討会では正当性の理論を積み重ねていけばそれでよいとの意見が出された。

- ・厚労省保険局医療課より、平成 28 年 3 月 30 日に開催された第 14 回中医協 消費税分科会について報告があった。

- ・日本歯科医師会委員より、設備投資に関する調査は、優良な経営をしている医療機関の回答比率が高いため、調査方法を見直す必要があるとの発言があった。

- ・日本薬剤師会委員より、調剤の補てん率が 86%という調査結果が示されたことに対して、原因をしっかりと調べる必要があるとの意見が出された。また 28 年度改定において、26 年度の消費税率引上げ時に対応した項目がいくつか変わったため、今後の検証が可能なのか、またどうやって検証していくのか質問があった。

- ・これに対して厚労省委員より、検証そのものが議論、論点であり、改定を重ねていけば、補てんとしての設計に手が加えられることから、

昨年同様の検証を行った場合に、同じような結果は導き出されないことも考えられるとの発言があった。

- ・日本医師会役員より、8%への増税時は基本診療料に上乗せした結果、検証がやりやすい、公平性、透明性の点から、今後も同様の方法は十分考えられるのではないかという意見が出された。

- ・これに対して厚労省委員より、現段階ではコメントできないとの回答があった。

(2) 第1回 医療機関等の消費税問題に関する検討会 (H28.3.16)
以降の取組みについて

- ・日本医師会役員より、第1回の本検討会以降の各団体の取組みについて報告を求め、各団体の委員より報告があった。

以上